

# 令和2年度の公共工事等入札・契約制度改善

## 1 働き方改革の推進のための改善

### ● 休日確保型入札の本格実施

- 建設業界における休日確保を推進し担い手確保につなげるため、災害復旧等を除き、原則全ての工事を対象とする。
- 設計金額が3,500万円以上の工事は原則発注者指定型とし、それ以外は受注者希望型とする。

### ● 工事着手日選択型工事における対象工事の拡大

- これまで、対象を単年度予算工事もしくはゼロ債務負担行為設定工事としていた限定を撤廃し、2か年の債務負担行為設定工事等においても実施可能することで発注と業務量の平準化推進と入札不調を防止する。

## 2 不調・不落対策のための改善

### ● 開札後落札決定前の入札辞退に関する規定の整備

- 低入札価格調査の実施等により落札保留となった場合、落札候補者以外の者において、他の工事に技術者を出したため技術者を立てられなくなった（資格喪失）など、やむを得ない事情が出た場合、資格喪失の届出をし認められれば辞退できる規定を整備し、落札候補者以外が早期に他の入札に参加できるようにする。

### ● 特定建設工事共同企業体の取扱い

- 特定建設工事共同企業体を対象とした工事において、単体企業による入札を可能とした混合入札を実施できることとし、特定建設工事共同企業体対象工事における入札参加対象者を拡大する。

### ● 工事着手日選択型工事における対象工事の拡大（再掲）

### 3 その他の改善

#### ● 調査基準価格等算定時における端数処理

- これまでの千円単位での端数処理を、国と同様、一万円単位で端数処理とし、事務の効率化を行う。

#### ● キャリアアップシステム登録者への加点の実施

- キャリアアップシステムへの事業者登録の促進するため、当該システム登録業者について、入札参加資格資格認定時の点数や総合評価落札方式における評価点に加点を行う。

#### ● 共同企業体（JV）の表彰者の対象範囲見直し

- 現在、入札参加資格格付において、JVの構成員は加点対象外のところ、JVの構成員の表彰実績を加点対象とし、総合評価における取扱いとの整合性を確保する。

#### ● 不当要求防止責任者講習に係る加点対象期間の見直し

- 現在、審査の基準日より「2年以内」に講習を受講した場合が加点対象となっているところ、加点対象となる講習の受講期間を「3年以内」に延長し、講習制度（3年に一度受講）との整合性を確保する。

**令和2年度実施目標（建設工事）・・・昨年度から変更なし**

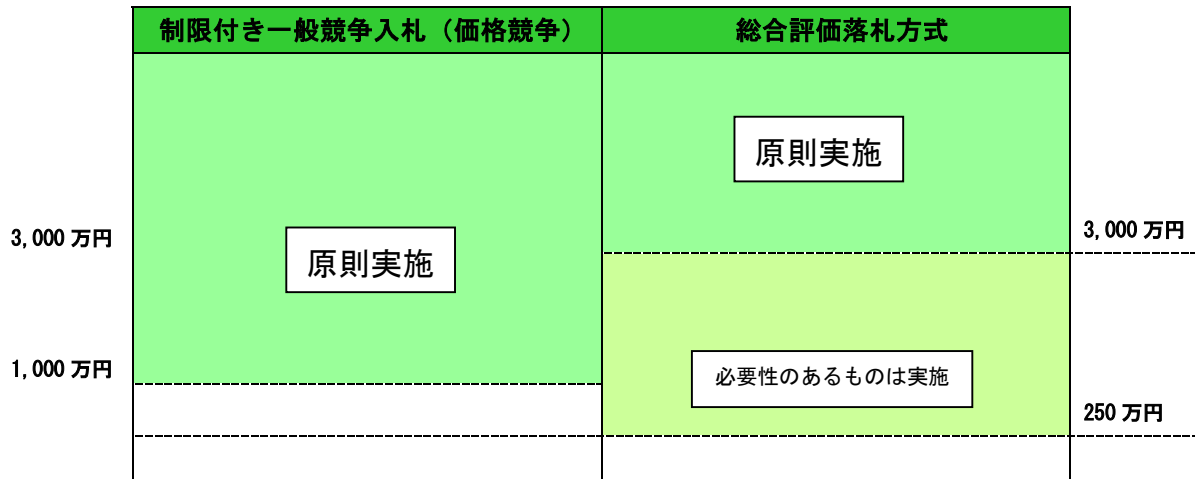
（制限付き一般競争入札）

- ・ 予定価格 1,000 万円以上原則実施

（総合評価落札方式）

- ・ 予定価格 3,000 万円以上原則実施（緊急工事等の特別の理由がある場合を除く）
- ・ 予定価格 3,000 万円未満は、技術的な工夫の余地のあるもの及び塗装など総合評価で行う必要性のあるものを実施

**令和2年度実施目標（建設工事）**



\*\*\*\*\*

**令和2年度実施目標（建設関連業務委託）・・・昨年度からの変更赤字**

（制限付き一般競争入札）

- ・ 測量業務等工夫の余地の小さいものについて、予定価格 500 万円以上は原則実施

（総合評価落札方式）

- ・ 建設コンサルタント、地質調査業務について、予定価格 1,000 万円以上は原則実施  
 測量業務について、技術的工夫の余地のある業務（航空レーザ測量及び空中写真測量）で、予定価格 1,000 万円以上は原則実施

**令和2年度実施目標（建設関連業務委託）**

